

令和5年5月臨時会

横芝光町議会会議録

令和5年 5月16日 開会

令和5年 5月16日 閉会

横芝光町議会

令和5年5月横芝光町議会臨時会会議録目次

第1号（5月16日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため出席した者の職氏名	3
町長挨拶	4
議員並びに説明員紹介	5
開会の宣告	7
開議の宣告	7
仮議席の指定	7
議長選挙	7
議席の指定	9
会議録署名議員の指名	9
会期決定の件	10
副議長の選挙	10
常任委員会委員の選任	12
常任委員会委員長及び副委員長の互選結果報告	13
議会運営委員会委員の選任	13
議会運営委員会委員長及び副委員長の互選結果報告	14
匝瑳市横芝光町消防組合議員の選挙	14
匝瑳市ほか二町環境衛生組合議員の選挙	16
東総衛生組合議員の選挙	17
八匠水道企業団議員の選挙	20
山武郡市環境衛生組合議員の選挙	21
山武郡市広域水道企業団議員の選挙	23
千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	24

議案第1号ないし議案第6号の上程、説明	26
議案第1号審議（質疑・討論・採決）	38
議案第2号審議（質疑・討論・採決）	40
議案第3号審議（質疑・討論・採決）	41
議案第4号審議（質疑・討論・採決）	42
議案第5号審議（質疑・討論・採決）	43
議案第6号審議（質疑・討論・採決）	44
委員会の閉会中の継続調査について	44
閉会の宣告	44
署名議員	47

5 月 臨 時 会

(第 1 号)

令和5年5月横芝光町議会臨時会

議事日程（第1号）

令和5年5月16日（火曜日）午前10時開会

- 日程第 1 仮議席の指定
- 日程第 2 議長選挙
- 日程第 3 議席の指定
- 日程第 4 会議録署名議員の指名
- 日程第 5 会期決定の件
- 日程第 6 副議長選挙
- 日程第 7 常任委員会委員の選任
- 日程第 8 議会運営委員会委員の選任
- 日程第 9 匝瑳市横芝光町消防組合議員選挙
- 日程第10 匝瑳市ほか二町環境衛生組合議員選挙
- 日程第11 東総衛生組合議員選挙
- 日程第12 八匠水道企業団議員選挙
- 日程第13 山武郡市環境衛生組合議員選挙
- 日程第14 山武郡市広域水道企業団議員選挙
- 日程第15 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙
- 日程第16 議案第1号ないし議案第6号について（町長提案理由説明）
- 日程第17 議案第1号審議（質疑・討論・採決）
専決処分の承認を求めることについて（横芝光町税条例の一部を改正する条例の制定）
- 日程第18 議案第2号審議（質疑・討論・採決）
専決処分の承認を求めることについて（横芝光町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）
- 日程第19 議案第3号審議（質疑・討論・採決）
専決処分の承認を求めることについて（横芝光町国民健康保険条例の一部を改正

する条例の制定)

日程第20 議案第4号審議(質疑・討論・採決)

専決処分の承認を求めることについて(令和5年度横芝光町一般会計補正予算
(第1号))

日程第21 議案第5号審議(質疑・討論・採決)

令和5年度横芝光町一般会計補正予算(第2号)について

日程第22 議案第6号審議(質疑・討論・採決)

横芝光町監査委員の選任について

日程第23 委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	森	大地	君	2番	内	田	美	穂	君			
3番	霞	浩	子	君	4番	市	原	成	一	君		
5番	小	倉	弘	業	君	6番	森	川	貴	恵	君	
7番	秋	鹿	幹	夫	君	8番	宮	菌	博	香	君	
9番	山	崎	義	貞	君	11番	鈴	木	和	彦	君	
12番	鈴	木	輝	男	君	14番	川	島	富	士	子	君
15番	鈴	木	克	征	君	16番	鈴	木	唯	夫	君	

欠席議員(2名)

10番	越	川	一	雄	君	13番	川	島	仁	君
-----	---	---	---	---	---	-----	---	---	---	---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	佐藤	晴彦	君	副町長	山田	智志	君
総務課長	及川	雅一	君	企画空港課長	平山	貴之	君	
財政課長	向後	和彦	君	環境防災課長	北田	勝也	君	
税務課長	佐久間	真一	君	住民課長	小川	健二	君	

産 業 課 長	加 瀬 淳 一 君	都 市 建 設 課 長	若 梅 吉 伸 君
福 祉 課 長	古 作 健 二 君	健 康 こ ど も 長	野 村 浩 光 君
食 肉 セ ン タ ー 長	郡 司 勇 君	東 陽 病 院 長	越 川 直 樹 君
会 計 管 理 者	石 田 賢 一 君	教 育 長	實 川 睦 子 君
教 育 課 長	鈴 木 正 広 君	社 会 文 化 課 長	平 野 和 美 君

職務のため出席した者の職氏名

局 長 渡 邊 奨 書 記 椎 名 悦 子

○議会事務局長（渡邊 奨君） おはようございます。

議会事務局長の渡邊でございます。

ここで本日、川島仁議員、越川一雄議員、2名の議員の欠席のご報告をさせていただきます。

本臨時会は、一般選挙後初めての議会でございます。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっています。年長の鈴木輝男議員をご紹介します。

鈴木輝男議員、議長席へお願いいたします。

○臨時議長（鈴木輝男君） 皆さん、おはようございます。

ただいまご紹介をいただきました鈴木輝男でございます。地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。甚だ未熟でございますが、よろしく申し上げます。

◎町長挨拶

○臨時議長（鈴木輝男君） 本臨時会の開会に先立ち、町長からご挨拶をお願いいたします。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） おはようございます。

新緑の清々しい季節を迎え、本日ここに、新たに選出されました議員の皆様方をお迎えし、5月臨時会が開催されるに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

はじめに、この度行われました横芝光町議会議員一般選挙におきまして、大変厳しい選挙戦を闘い抜かれ、町民の皆様の希望と期待を担い、見事当選の栄誉を勝ち取られました議員の皆様に対しまして、心からお祝いとお慶びを申し上げます。

改めて申し上げるまでもございませんが、議会は町民を代表し、重要な意思を決定する議決機関であります。町政が円滑に運営されるためには、議会と執行機関が独立・対等の立場で、それぞれ十分に機能を果たしながら、一体となって町民の福祉向上のために取り組むことが、何よりも大切であると考えております。

さて、5月8日から新型コロナウイルス感染症は感染症法上の2類から5類に引き下げられ、今まで制限されていた様々な制限が緩和されコロナ禍での生活習慣から大きく変わってきております。

こうした中、令和5年3月23日に、横芝光町とベルテクス株式会社は横芝駅北口の開発事

業の実施について、連携と協力に関する協定を締結いたしました。

この協定は、将来の都市拠点と位置付けている横芝駅周辺について、人々が集い、にぎわいが創出され、町民生活の質の向上につながるコンパクトで利便性の高い都市拠点を整備するために連携して事業推進することを目的とするものでございます。

協定の締結により、今後、横芝駅北口の整備の実現に向けたまちづくりが加速することとなり、将来に向けた早期共用を目指してまいります。

事業開始となる令和5年度は、町全体を対象とした基礎的な調査を実施し、現状や課題を把握したうえで、横芝駅周辺に求められる機能や今後の検討課題、整備スケジュールの整理を行います。

また、成田空港の機能強化や圏央道の開通は予定通り進められており、当町を取り巻く環境も大きく変わろうとしております。この機会を町が発展する大きなチャンスとして様々な施策を行い、他自治体に負けない町づくりを進め、横芝光町の発展と町民の皆様の幸せのため、全力で行政運営を進めてまいりますので、ご指導・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。ご挨拶に代えさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○臨時議長（鈴木輝男君） どうもありがとうございました。

◎議員並びに説明員紹介

○臨時議長（鈴木輝男君） ここで、本日の出席議員及び執行部関係者の紹介を行います。

はじめに、執行部側。

副町長からお願いいたします。

○副町長（山田智志君） おはようございます。副町長の山田智志でございます。よろしくお願いいたします。

○教育長（實川睦子君） 教育長の實川睦子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○総務課長（及川雅一君） おはようございます。総務課長の及川雅一でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○財政課長（向後和彦君） おはようございます。財政課長の向後和彦と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○企画空港課長（平山貴之君） 企画空港課長の平山貴之です。どうぞよろしくお願いいたします。

- 産業課長（加瀬淳一君） 本年4月より産業課長を拝命いたしました加瀬淳一と申します。
よろしく願いいたします。
 - 都市建設課長（若梅吉伸君） 都市建設課長の若梅吉伸と申します。よろしく願いいたします。
 - 環境防災課長（北田勝也君） 環境防災課長の北田勝也と申します。どうぞよろしくいたします。
 - 教育課長（鈴木正広君） 本年4月1日付で教育課長を拝命いたしました鈴木正広と申します。どうぞよろしく願いいたします。
 - 社会文化課長（平野和美君） 4月1日付で社会文化課長を拝命しました平野和美と申します。よろしく願います。
 - 福祉課長（古作健二君） 福祉課長の古作健二です。どうぞよろしく願いいたします。
 - 住民課長（小川健二君） 住民課長の小川健二です。よろしく願いいたします。
 - 税務課長（佐久間真一君） 税務課長の佐久間真一です。どうぞよろしく願いいたします。
 - 健康こども課長（野村浩光君） 4月1日付で健康こども課長を拝命いたしました野村浩光と申します。どうぞよろしく願いいたします。
 - 東陽病院事務長（越川直樹君） 東陽病院事務長の越川直樹でございます。どうぞよろしく願います。
 - 食肉センター所長（郡司 勇君） 食肉センター所長の郡司勇と申します。よろしく願いいたします。
 - 会計管理者（石田賢一君） おはようございます。4月1日付人事異動で会計管理者となりました石田賢一と申します。どうぞよろしく願いいたします。
 - 臨時議長（鈴木輝男君） ありがとうございます。
- 続きます、議員の皆さんから、1番議員からお願いしたいと思います。
- 議員（森 大地君） 森大地と申します。どうぞよろしく願います。
 - 議員（内田美穂君） 内田美穂と申します。よろしく願いいたします。
 - 議員（霞 浩子君） 霞浩子と申します。どうぞよろしく願いいたします。
 - 議員（市原成一君） おはようございます。66歳にして1年生議員、市原成一と申します。
よろしく願います。
 - 議員（小倉弘業君） 小倉弘業です。よろしく願いいたします。
 - 議員（森川貴恵君） 森川貴恵と申します。よろしく願います。

- 議員（秋鹿幹夫君） 秋鹿幹夫と申します。3期目です。よろしくお願いいたします。
 - 議員（宮菌博香君） 宮菌博香です。よろしくお願いいたします。
 - 議員（山崎義貞君） 山崎義貞です。よろしくお願いいたします。
 - 議員（鈴木和彦君） 議席番号11番、鈴木和彦でございます。よろしくお願いいたします。
 - 議員（川島富士子君） 川島富士子でございます。よろしくお願いいたします。
 - 議員（鈴木克征君） 鈴木克征です。よろしくお願いいたします。
 - 議員（鈴木唯夫君） 鈴木唯夫です。よろしくお願いいたします。
 - 臨時議長（鈴木輝男君） どうもありがとうございました。
-

◎開会の宣告

- 臨時議長（鈴木輝男君） ただいまの出席議員は14名です。
よって、本日の会議は成立いたしました。
これより令和5年5月横芝光町議会臨時会を開会いたします。
なお、議会事務局職員などによる議場内の写真撮影を許可しましたので、あらかじめご了承ください。

(午前10時09分)

◎開議の宣告

- 臨時議長（鈴木輝男君） 本日の会議を開きます。
これより日程に入ります。
-

◎仮議席の指定

- 臨時議長（鈴木輝男君） 日程第1、仮議席の指定を行います。
仮議席は、ただいま着席の議席といたします。
-

◎議長の選挙

- 臨時議長（鈴木輝男君） 日程第2、議長の選挙を行います。
選挙は投票で行います。
議場を閉鎖します。

[議場閉鎖]

○臨時議長（鈴木輝男君） ただいまの出席議員は14名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番、森大地議員、2番、内田美穂議員を指名します。

これより投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（鈴木輝男君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○臨時議長（鈴木輝男君） 配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（鈴木輝男君） 異状ないものと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長に点呼を命じます。

1番議員から順番に投票をお願いします。

〔投票〕

○臨時議長（鈴木輝男君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○臨時議長（鈴木輝男君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

立会人の方は開票の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○臨時議長（鈴木輝男君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 14票

有効投票 14票

無効投票 0票

です。

有効投票のうち 鈴木和彦議員 13票

小倉弘業議員 1票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。

よって、鈴木和彦議員が横芝光町議会議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました鈴木和彦議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

立会人の方はご苦労さまでした。自席へお戻り願います。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（鈴木輝男君） 鈴木和彦議員、議長就任のご挨拶をお願いいたします。ご登壇願います。

〔議長 鈴木和彦君登壇〕

○議長（鈴木和彦君） ただいまご紹介をいただきました鈴木和彦でございます。これから議事を皆さんと一緒に進めてまいりたいと思いますので、ご指導、ご協力のほどよろしくお願いを申し上げます。甚だ簡単ではございますけれども、ご挨拶に代えさせていただきます。よろしく願います。

〔議長 鈴木和彦君降壇〕

○臨時議長（鈴木輝男君） ここで議長と交代いたします。

鈴木和彦議長、議長席にお着き願います。

これで臨時議長の職務は全て終了しました。ご協力ありがとうございました。

◎議席の指定

○議長（鈴木和彦君） これより、議長の職務を行います。

日程第3、議席の指定を行います。

議席は、ただいま着席の仮議席を本議席に指定します。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鈴木和彦君） 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、

16番 鈴木唯夫 議員

1 番 森 大 地 議 員

を指名します。

◎会期決定の件

○議長（鈴木和彦君） 日程第5、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木和彦君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日に決定しました。

◎副議長の選挙

○議長（鈴木和彦君） 日程第6、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（鈴木和彦君） ただいまの出席議員は14名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に3番、霞浩子議員、4番、市原成一議員を指名します。

これより投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○議長（鈴木和彦君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木和彦君） 配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○議長（鈴木和彦君） 異状ないものと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長に点呼を命じます。

1 番議員から順番に投票願います。

〔投 票〕

○議長（鈴木和彦君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木和彦君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

立会人の方は開票の立会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（鈴木和彦君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 1 4 票

有効投票 1 4 票

無効投票 0 票

です。

有効投票のうち 川島 仁議員 1 票

鈴木輝男議員 1 0 票

山崎義貞議員 1 票

小倉弘業議員 2 票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 4 票です。

よって、鈴木輝男議員が横芝光町議会副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました鈴木輝男議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

立会人の方はご苦労さまでした。自席へお戻り願います。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

○議長（鈴木和彦君） 鈴木輝男議員、副議長就任のご挨拶をお願いいたします。ご登壇願います。

〔副議長 鈴木輝男君登壇〕

○副議長（鈴木輝男君） すみません。ただいま紹介されました鈴木輝男でございます。副議長ということで、身に余る光栄でございます。まずは、でも、議長、鈴木和彦議員、当選されました。おめでとうございます。これからも議長さんのご活躍をお祈り申し上げます。それから、私に支援していただいた皆様方、ご協力いただいた方々、厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。これからは、私は議長を補佐させていただきまして、そして、皆さんのご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます、甚だ簡単ではございますが、ご挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございました。

〔副議長 鈴木輝男君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 日程第7から日程第15までは議会の構成に係る決定事項であります。町長、副町長、教育長には引き続きご出席いただきますが、他の説明員については、ここで退席願います。

なお、日程第16以降、再度出席願います。

ここで暫時休憩いたします。

（午前10時40分）

○議長（鈴木和彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時58分）

◎常任委員会委員の選任

○議長（鈴木和彦君） 日程第7、常任委員会委員の選任を行います。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、配付した指名表のとおり各常任委員会委員16名を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木和彦君） 異議なしと認めます。

ただいま指名しました議員を、それぞれの常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

この後、各常任委員会において、委員長、副委員長を選出していただき、その結果を議長まで報告願います。

ここで休憩いたします。

再開は11時15分とします。

(午前10時59分)

○議長（鈴木和彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時13分)

◎常任委員会委員長及び副委員長の互選結果報告

○議長（鈴木和彦君） 休憩中に各常任委員会が開かれ、正副委員長が決定したので、事務局長より報告させます。

○議会事務局長（渡邊 奨君） それでは、ご報告させていただきます。

はじめに、総務経済常任委員会委員長に川島富士子委員、同じく副委員長に小倉弘業委員、次に、民生文教常任委員会委員長に秋鹿幹夫委員、同じく副委員長に川島仁委員、以上のおりでございます。

○議長（鈴木和彦君） 各常任委員会の正副委員長については、事務局の報告のとおりであります。

ここで休憩いたします。

再開は11時30分とします。

(午前11時15分)

○議長（鈴木和彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時28分)

◎議会運営委員会委員の選任

○議長（鈴木和彦君） 日程第8、議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、配付した指名表のとおり、議会運営委員会委員7名を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木和彦君） 異議なしと認めます。

ただいま指名した議員を議会運営委員会委員に選任することに決定しました。

この後、議会運営委員会において、委員長、副委員長を選出していただき、その結果を議

長まで報告願います。

また、閉会中の継続調査の申し出について協議をお願いします。

ここで休憩します。

再開は午後1時とします。

(午前11時29分)

○議長（鈴木和彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 0時58分)

◎議会運営委員会委員長及び副委員長の互選結果報告

○議長（鈴木和彦君） 休憩中に議会運営委員会が開かれ、正副委員長が決定したので、事務局長より報告させます。

○議会事務局長（渡邊 奨君） それでは、ご報告いたします。

議会運営委員会委員長に鈴木唯夫委員、同じく副委員長に川島富士子委員、以上のとおりでございます。

○議長（鈴木和彦君） 議会運営委員会の正副委員長については、事務局の報告のとおりであります。

◎匝瑳市横芝光町消防組合議員の選挙

○議長（鈴木和彦君） 日程第9、匝瑳市横芝光町消防組合議員の選挙を行います。

選出すべき議員数は、匝瑳市横芝光町消防組規約第5条第2項第1号の規定により3名です。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖します。

[議場閉鎖]

○議長（鈴木和彦君） ただいまの出席議員は14名です。

次に、立会人を指名します。

立会人に5番、小倉弘業議員、6番、森川貴恵議員を指名します。

これより投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

[投票用紙配付]

○議長（鈴木和彦君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（鈴木和彦君） 配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱の点検を行います。

[投票箱点検]

○議長（鈴木和彦君） 異状ないものと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長に点呼を命じます。

1 番議員から順番に投票願います。

[投 票]

○議長（鈴木和彦君） 投票漏れはありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（鈴木和彦君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。

立会人の方は開票の立会いをお願いいたします。

[開 票]

○議長（鈴木和彦君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 1 4 票

有効投票 1 4 票

無効投票 0 票

です。

有効投票のうち 秋鹿幹夫議員 5 票

小倉弘業議員 6 票

市原成一議員 3 票

以上のおおりです。

この選挙の法定得票数は2票であります。法定得票数以上で、得票数の多い順に3名をもって当選とします。

秋鹿幹夫議員、小倉弘業議員、市原成一議員の3名が匝瑳市横芝光町消防組合議員に当選

されました。

ただいま匠瑳市横芝光町消防組合議員に当選されました秋鹿幹夫議員、小倉弘業議員、市原成一議員が議場におられますので、当選の告知をいたします。

立会人の方はご苦労さまでした。自席へお戻り願います。

◎匠瑳市ほか二町環境衛生組合議員の選挙

○議長（鈴木和彦君） 日程第10、匠瑳市ほか二町環境衛生組合議員の選挙を行います。

選出すべき議員数は、匠瑳市ほか二町環境衛生組合同規約第6条第2項の規定により1名です。

選挙は投票で行います。

ただいまの出席議員は14名です。

次に、立会人を指名します。

立会人に7番、秋鹿幹夫議員、8番、宮菌博香議員を指名します。

これより投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○議長（鈴木和彦君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木和彦君） 配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○議長（鈴木和彦君） 異状ないものと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長に点呼を命じます。

1番議員から順番に投票をお願いいたします。

〔投票〕

○議長（鈴木和彦君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木和彦君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。

立会人の方は開票の立会いをお願いします。

[開 票]

○議長（鈴木和彦君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 14票

有効投票 14票

無効投票 0票

です。

有効投票のうち 鈴木唯夫議員 1票

鈴木克征議員 4票

鈴木輝男議員 2票

山崎義貞議員 7票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票であります。

よって、山崎義貞議員が匝瑳市ほか二町環境衛生組合議員に当選されました。

ただいま匝瑳市ほか二町環境衛生組合議員に当選されました山崎義貞議員が議場におられますので、当選の告知をいたします。

立会人の方はご苦労さまでした。自席へお戻り願います。

◎東総衛生組合議員の選挙

○議長（鈴木和彦君） 日程第11、東総衛生組合議員の選挙を行います。

初めに、東総衛生組規約第5条第3項の規定による議員1名の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

ただいまの出席議員は14名です。

次に、立会人を指名します。

立会人に9番、山崎義貞議員、12番、鈴木輝男議員を指名します。

これより投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

[投票用紙配付]

○議長（鈴木和彦君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木和彦君） 配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○議長（鈴木和彦君） 異状ないものと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長に点呼を命じます。

1 番議員から順番に投票願います。

〔投 票〕

○議長（鈴木和彦君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木和彦君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。

立会人の方は開票の立会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（鈴木和彦君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 1 4 票

有効投票 1 4 票

無効投票 0 票

です。

有効投票のうち 鈴木唯夫議員 1 票

川島 仁議員 1 票

森川貴恵議員 1 2 票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票であります。

よって、森川貴恵議員が組合同規約第5条第3項の規定による東総衛生組合議員に当選いたしました。

ただいま東総衛生組合議員に当選されました森川貴恵議員が議場におられますので、当選の告知をいたします。

立会人の方はご苦労さまでした。自席へお戻り願います。

次に、東総衛生組合規約第5条第4項の規定による議員1名の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

ただいまの出席議員は14名です。

次に、立会人を指名します。

立会人に14番、川島富士子議員、15番、鈴木克征議員を指名します。

これより投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○議長（鈴木和彦君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木和彦君） 配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○議長（鈴木和彦君） 異状ないものと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長に点呼を命じます。

1番議員から順番に投票願います。

〔投票〕

○議長（鈴木和彦君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木和彦君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。

立会人の方は開票の立会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（鈴木和彦君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 14票

有効投票 14票

無効投票 0票

です。

有効投票のうち	鈴木唯夫議員	1 票
	川島 仁議員	1 1 票
	鈴木輝男議員	2 票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票であります。

よって、川島仁議員が組合同規約第5条第4項の規定による東総衛生組合同議員に当選いたしました。

ただいま東総衛生組合同議員に当選されました川島仁議員が議場におられませんので、当選の告知は後ほど文書にていたします。

立会人の方はご苦労さまでした。自席へお戻り願います。

◎八匠水道企業団議員の選挙

○議長（鈴木和彦君） 日程第12、八匠水道企業団議員の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

選出すべき議員数は、八匠水道企業団規約第6条及び第7条の規定により1名です。

ただいまの出席議員は14名です。

次に、立会人を指名します。

立会人に16番、鈴木唯夫議員、1番、森大地議員を指名します。

これより投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○議長（鈴木和彦君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木和彦君） 配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○議長（鈴木和彦君） 異状ないものと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長に点呼を命じます。

1 番議員から順番に投票願います。

[投 票]

○議長（鈴木和彦君） 投票漏れはありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（鈴木和彦君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。

立会人の方は開票の立会いをお願いします。

[開 票]

○議長（鈴木和彦君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 1 4 票

有効投票 1 4 票

無効投票 0 票

です。

有効投票のうち 鈴木唯夫議員 1 票

鈴木輝男議員 1 3 票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票であります。

よって、鈴木輝男議員が八匠水道企業団議員に当選いたしました。

ただいま八匠水道企業団議員に当選されました鈴木輝男議員が議場におられますので、当選の告知をいたします。

立会人の方はご苦労さまでした。自席へお戻り願います。

◎山武郡市環境衛生組合議員の選挙

○議長（鈴木和彦君） 日程第13、山武郡市環境衛生組合議員の選挙を行います。

選出すべき議員数は、山武郡市環境衛生組規約第6条の規定により2名です。

選挙は投票で行います。

ただいまの出席議員は14名です。

次に、立会人を指名します。

立会人に2番、内田美穂議員、3番、霞浩子議員を指名します。

これより投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○議長（鈴木和彦君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木和彦君） 配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○議長（鈴木和彦君） 異状ないものと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長に点呼を命じます。

1番議員から順番に投票願います。

〔投票〕

○議長（鈴木和彦君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木和彦君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。

立会人の方は開票の立会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（鈴木和彦君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 14票

有効投票 14票

無効投票 0票

です。

有効投票のうち 鈴木唯夫議員 8票

鈴木克征議員 6票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は2票であります。

法定得票数以上で得票数の多い順に2名をもって当選といたします。

よって、鈴木唯夫議員、鈴木克征議員の2名が山武郡市環境衛生組合議員に当選いたしました。

ただいま山武郡市環境衛生組合議員に当選されました鈴木唯夫議員、鈴木克征議員が議場におられますので、当選の告知をいたします。

立会人の方はご苦労さまでした。自席へお戻り願います。

◎山武郡市広域水道企業団議員の選挙

○議長（鈴木和彦君） 日程第14、山武郡市広域水道企業団議員の選挙を行います。

選出すべき議員数は、山武郡市広域水道企業団規約第6条第2項の規定により1名です。
選挙は投票で行います。

ただいまの出席議員は14名です。

次に、立会人を指名します。

立会人に4番、市原成一議員、5番、小倉弘業議員を指名します。

これより投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○議長（鈴木和彦君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木和彦君） 配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○議長（鈴木和彦君） 異状ないものと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長に点呼を命じます。

1番議員から順番に投票願います。

〔投票〕

○議長（鈴木和彦君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木和彦君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。

立会人の方は開票の立会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（鈴木和彦君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 14票

有効投票 14票

無効投票 0票

です。

有効投票のうち 宮菌博香議員 14票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票であります。

よって、宮菌博香議員が山武郡市広域水道企業団議員に当選いたしました。

ただいま山武郡市広域水道企業団議員に当選されました宮菌博香議員が議場におられますので、当選の告知をいたします。

立会人の方はご苦労さまでした。自席へお戻り願います。

◎千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（鈴木和彦君） 日程第15、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

選出すべき議員数は、千葉県後期高齢者医療広域連合規約第8条第1項の規定により1名です。

選挙は投票で行います。

ただいまの出席議員は14名です。

次に、立会人を指名します。

立会人に6番、森川貴恵議員、7番、秋鹿幹夫議員を指名します。

これより投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○議長（鈴木和彦君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木和彦君） 配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○議長（鈴木和彦君） 異状ないものと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長に点呼を命じます。

1 番議員から順番に投票願います。

〔投 票〕

○議長（鈴木和彦君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木和彦君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。

立会人の方は開票の立会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（鈴木和彦君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 1 4 票

有効投票 1 3 票

無効投票 1 票

です。

有効投票のうち 川島富士子議員 1 3 票

以上のおりです。

この選挙の法定得票数は4票であります。

よって、川島富士子議員が千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選いたしました。

ただいま千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました川島富士子議員が議場におられますので、当選の告知をいたします。

立会人の方はご苦労さまでした。自席へお戻り願います。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（鈴木和彦君） ここで休憩します。

再開は午後2時40分といたします。

(午後 2時26分)

○議長（鈴木和彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時38分)

◎議案第1号ないし議案第6号の上程、説明

○議長（鈴木和彦君） 日程第16、議案第1号ないし議案第6号を一括上程いたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 佐藤晴彦君登壇]

○町長（佐藤晴彦君） ただいま、議長より今臨時議会に提出される各案件について提案理由の説明を求められましたが、先ほど行われました各日程の中で、正副議長をはじめ各委員の選任が決定されました。

新議長には鈴木和彦議員が、そして副議長には鈴木輝男議員が選出され、心よりお慶び申し上げます。また、鈴木輝男議員には、新議長が決定するまでの間、臨時議長として議事の進行に努められお疲れさまでした。

また、各常任委員会委員並びに一部事務組合関係の議員もそれぞれ選任されたわけでございます。

今後の議員各位のご活躍をご期待申し上げます。

それでは、これより提案理由の説明をさせていただきます。

お手元の「令和5年5月横芝光町議会臨時会提案理由説明書」をご覧ください。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（横芝光町税条例の一部を改正する条例の制定）であります。本案は、地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、令和6年度から導入される森林環境税の賦課徴収方法の規定や軽自動車税種別割の軽減の特例の期限の延長のほか、法律改正に伴う所要の規定の整理を行うことについて、横芝光町税条例の一部改正を緊急に行う必要があったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるべく提案したものでございます。

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（横芝光町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）であります。本案は、地方税法施行令の一部を改正する政令が令

和5年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、国民健康保険税の賦課限度額を引き上げること、また、新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税の減免措置を見直すことについて、横芝光町国民健康保険条例の一部改正を緊急に行う必要があったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めべく提案したものでございます。

議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（横芝光町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定）であります。本案は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が令和5年2月1日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、出産育児一時金の支給額が引き上げられることから、横芝光町国民健康保険条例の一部改正を緊急に行う必要があったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めべく提案したものでございます。

議案第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度横芝光町一般会計補正予算（第1号））であります。本案は、新型コロナウイルスワクチン接種事業の実施に要する経費について、歳入歳出予算の補正を緊急に行う必要があり、議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めべく提案したものでございます。

議案第5号 令和5年度横芝光町一般会計補正予算（第2号）についてであります。本案は、食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し特別給付金を支給する、子育て世帯生活支援特別給付金事業に要する経費に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ1,520万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ127億5,894万1,000円とすべく提案したものでございます。

議案第6号 横芝光町監査委員の選任についてであります。本案は、横芝光町監査委員として、鈴木克征氏を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めべく提案したものでございます。

以上、この度、提出いたしました案件について、その概要をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長から説明を加えさせていただきますので、よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 次に、担当課長の説明を求めます。

議案第1号及び議案第2号について、税務課長。

〔税務課長 佐久間真一君登壇〕

○税務課長（佐久間真一君） 議案第1号、議案第2号の補足説明をさせていただきます。

ピンク色の表紙の議案つづり、3ページをお願いいたします。

はじめに、議案第1号の補足説明でございますが、町長から提案理由説明がありましたとおり、3ページは専決処分書で、令和5年3月31日付で専決処分をしたものでございます。

2枚めくっていただき、7ページからが改正文となります。

なお、改正内容の説明につきましては、黄色の表紙の議案関係資料つづりをお願いいたします。

表紙をめくって1ページをお願いいたします。1ページは本条例の制定の概要でございます。

内容の要旨でございますが、主な改正点は2点で、1点目は、令和6年度から導入される森林環境税の賦課徴収方法を規定する改正となります。

森林環境税につきましては、国内における温室効果ガス排出削減の目標達成を図るため、森林整備などに必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設された国税でございます。個人の住民税均等割の枠組みを用いて賦課徴収し、年額1,000円となります。

また、森林環境税につきましては、全額国の譲与税特別会計に払い込み国から既に開始されている森林環境譲与税として、各都道府県、市町村に対し、私有林の面積、人口などの客観的な基準により案分され譲与される仕組みとなっております。

次に、主な改正点の2点目でございますが、軽自動車税種別割に対し税率が軽減される特例措置、いわゆるグリーン化特例でございますが、令和12年度燃費基準のもと、税率の区分に対し見直しが行われ、ガソリン軽自動車においては、営業用乗用車に限り、特例措置の延長を行うものでございます。

改正内容につきましては、2ページからの新旧対照表で説明をいたしますので、よろしくをお願いいたします。

新旧対照表は、右側が改正案でございます。アンダーライン部分が改正となったところでございますが、今回の税条例の改正は、全て法律の改正に合わせ、法律の改正どおりに条例を改めるもので、これに伴い文言の整理のみを行う部分につきましては、説明を割愛させていただきますので、ご了承願います。

また、施行日につきましては、原則令和5年4月1日でございますが、これと異なる施行日につきましては、都度申し上げさせていただきます。

それでは、初めに、個人の住民税、条例中では個人の町民税に該当する部分でございます。

第34条の9につきましては、道府県民税として、分離課税により特別徴収がされる配当割額、または株式等譲渡所得割額について、確定申告をして、個人の住民税が賦課徴収される場合に、特別徴収された税額の控除、還付、または未納の徴収金に充てる規定となります。

第2項において、控除などの対象に森林環境税を加え、森林環境税が国税であることから、「充当」から「納付、若しくは納入する」に、文言の整理をするものでございます。この施行日は令和6年1月1日でございます。

第36条の3の2でございますが、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書についての規定となります。具体的には、給与所得者が給与支払者に対し、年末調整の際に配偶者や扶養親族の氏名などを記載して提出をしている様式でございます。

第2項を新規に追加することにより、配偶者や扶養親族の内容の記載について、前年の申告内容と変更がなければ、異動がない旨の記載により取扱いがされることとなりました。また、以下の項については、項ずれを改めるものでございます。

なお、この申告書の簡素化は、所得税における取扱いと合わせ改正するものであり、施行日は令和7年1月1日でございます。

次の3ページの下段、第38条、ページをめくっていただいて、4ページ、第41条、第44条につきましては、森林環境税の導入に伴う改正で、施行日は令和6年1月1日でございます。

ページをめくっていただき、6ページ中段の第46条につきましては、施行規則様式の新設に伴い、改正をするものでございます。

その下の第47条、次の7ページ、第47条の2、ページをめくっていただいて、8ページ、中段の第47条の6につきましては、森林環境税の導入に伴う改正で、施行日は令和6年1月1日でございます。

次の9ページ上段の第48条、ページをめくっていただき、10ページ中段の第50条につきましては、法人町民税に関する項目で、いずれも施行規則様式の新設に伴い、改正をするものでございます。

下段にまいりまして、第82条につきましては、軽自動車税種別割の税率を規定するものでございます。第1号、原動機付自転車の「エ」でございますが、区分は、一般的に、ミニカーと呼ばれる区分でございます。アンダーライン部分の改正につきましては、電動キックボードに関する規定で、このミニカーの区分から除く規定となります。これにより電動キックボードにつきましては、原動機付自転車の「ア」に該当し、税の区分といたしましては、

50cc以下の取扱いと同様に、年税額は2,000円となります。

施行日につきましては、令和5年7月1日でございます。

次の11ページ中段から、たばこ税に関する項目となります。第98条、ページをめくっていただき12ページ、第101条につきましては、それぞれ納付書の様式について、施行規則様式の新設に伴い、改正をするものでございます。

下にまいりまして、中段から附則の改正部分となります。

附則第8条の改正は、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例期限を3年間延長するものでございます。

次の13ページ上段、附則第10条の読替規定につきましては、特例期間が終了し、法附則第64条を削る法律の改正規定が施行されたことにより、削除するものでございます。

次の附則第10条の2は、固定資産税の課税標準の特例割合に関する規定で、第3項から、ページをめくっていただき15ページ、上段の第26項までにつきましては、法律の改正に伴い項ずれ部分を改めるものでございます。

また、左側、現行の第27項は、法附則第64条を削る法律の改正規定が施行されたことにより削除し、右側、改正案の第27項につきましては、法律の規定の新設に合わせ、新たに項を追加するものでございます。

内容につきましては、都道府県知事の認定を受けた管理計画認定マンションのうち、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に大規模修繕工事を行ったマンションに対し、翌年度の家屋に係る課税標準の特例割合を3分の1と定めるものでございます。

その下の附則第10条の3第12項は、先ほど説明をいたしましたマンションについて、減額措置の申告に関する規定を新たに加え、以下、項ずれを改めるものでございます。

ページをめくっていただき、16ページ中段の附則第10条の4から下段の第10条の6につきましては、災害に係る固定資産税の減額措置に関する申告規定でございます。それぞれ減額措置の適用期限が延長されたことに伴い、2年間延長するものでございます。

ページをめくっていただき、18ページ中段から、軽自動車税に関する項目となります。左側の現行の附則第15条の2は、消費税引上げに伴う環境性能割の臨時的軽減措置の特例期間が終了し、法律の規定において削除されたことから、規定を削除するものでございます。

右側、改正案で、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例でございますが、附則第15条の2といたしまして、第4項の規定の内容については、燃費や排ガス基準の規制を行った自動車メーカーを納税義務者とみなし、納税不足額を徴収する際に、加算をする割合を引き上

げるものでございます。

施行日は令和6年1月1日でございます。

次のページ、左側、現行の附則第15条の6第3項の規定につきましては、消費税引上げに伴う臨時的軽減措置の特例期間が終了し、法律の規定において削除されたことから、規定を削除するものでございます。

次の附則第16条から種別割に関する項目となります。また、附則第16条につきましては、グリーン化特例に関する規定となります。第1項につきましては、項ずれ部分を改めるものでございます。第2項は、電気軽自動車、天然ガス、軽自動車に対する軽減措置を令和8年3月31日まで延長するものでございます。現行と同様に税率の75%の軽減となります。

ページをめくっていただき、21ページをお願いいたします。

ガソリン軽自動車に関する項目でございますが、営業用乗用車に限り特例措置の延長をするものでございます。第3項は、令和12年度燃費基準の90%を達成する車両で、軽減措置を3年間延長し、軽減率は50%でございます。第4項は、70%の基準を達成した車両で、軽減措置を2年間延長し、軽減率は25%でございます。

ページをめくっていただき、22ページ上段の附則第16条の2第1項につきましては、項ずれ部分を改めるものでございます。第3項の規定につきましては、環境性能割と同様に、規制を行った自動車メーカーに対する特例規定でございます。第3項の規定に限り、施行日は令和6年1月1日でございます。

その下の附則第17条の2の改正は、優良住宅の造成等のために、土地を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を3年間延長するものでございます。

次の23ページ、附則第25条の改正につきましては、令和4年の法律改正に伴い、附則第26条に規定する法律の規定が削除されたことから、略称規定を削るものでございます。

続いて、改正条例の附則の説明をさせていただきます。

ピンク色の表紙の議案つづりに戻っていただきまして、15ページをお願いいたします。

15ページ下段の附則第1条の施行期日につきましては、先ほどの説明で、都度申し上げさせていただきました。

ページをめくっていただき、16ページの中段、附則の第2条以降は、経過措置となります。こちらの説明は割愛させていただきますので、後ほどご確認をお願いいたします。

議案第1号の補足説明は以上でございます。

続きまして、議案第2号の補足説明をさせていただきます。

議案第1号と同様に、令和5年3月31日付で専決処分をしたものでございます。

改正内容につきましては、関係資料でご説明いたしますので、黄色の表紙の議案関係資料つづりをお願いいたします。

24ページをご覧ください。

24ページは、本条例の制定の概要でございます。

内容の要旨といたしまして、国民健康保険税の賦課限度額の見直しについては、高齢化等の影響による医療費の増加に対応するため、また、軽減措置の判定基準となる金額については、消費者物価などの経済動向等を踏まえ、国において賦課限度額減額の対象となる所得の基準について見直しを行ったことから、これに合わせて条例の改正を行うものでございます。

そのほか、新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税の減免の特例措置を令和4年度分までとし、令和5年度以降の取扱いについて、改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、右側、25ページからの新旧対照表においてご説明いたします。

初めに、第2条第3項の改正は、国民健康保険税のうち、後期高齢者支援金等課税額の賦課限度額を現行の20万円から22万円へ改めるものでございます。

次の第21条は、国民健康保険税の減額に関する規定で、第1項中20万円を22万円に改めるのは、減額後の後期高齢者支援金等課税額の賦課限度額を通常の賦課限度額と同様に引き上げるものでございます。

次の第1号から第3号までは、減額対象となる所得の基準を定めたもので、このうち第2号は、5割軽減に関する規定でございます。現行では43万円に、1人につき28万5,000円を加算した金額以内となっておりますが、改正後は43万円に、1人につき29万円を加算した金額以内へと引き上げるものでございます。

ページをめくっていただいて、次の26ページ上段の第3号は、2割軽減に関する規定で、計算式は5割軽減と同様でございますが、1人につき加算する金額を52万円から53万5,000円に引き上げるものでございます。

その下の第21条の2は、特例対象被保険者等に係る課税の特例でございます。

特例対象被保険者につきましては、倒産や解雇などにより失業した被保険者のことで、最長2か年度に限り国民健康保険税の所得割の計算や軽減判定に用いる前年の給与所得をその3割として計算される軽減措置でございます。

アンダーライン部分の第22条の2に第1項を追加することにつきましては、下段の第22条の2、この条は特例対象被保険者等の申告に関する規定でございますが、次の27ページ上段

の第2項において、法施行令の改正により、証明する書類を具体化し、この第2項において、特例対象被保険者等の文言が削除されたため、第22条の2第1項に限定をするものでございます。

その下にまいりまして、附則の改正でございます。

附則第5項のアンダーライン部分、第21条第1項を第21条に、同項を同条第1項に改めることにつきましては、次の第6項、アンダーライン部分の前に、第3条、第6条、第8条とありますが、この書きぶりに合わせて第21条とするもので、次の28ページ、附則第7項から、30ページの附則第16項までのアンダーライン部分については、同様の改正でございます。

31ページ中段からの附則第17項は、新型コロナウイルス感染症に係る減免の特例に関する規定で、アンダーライン部分については、特例措置の期限後においても、届出の都合など遡って賦課徴収する場合に、特例措置が適用できるよう改正をするものでございます。

次に、改正条例の附則の説明をさせていただきます。

ピンク色の表紙の議案つづり25ページをお願いいたします。25ページは改正文となります。下段の附則第1項は施行期日で、この条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

次の26ページ、附則の第2項は、適用区分となりますので、後ほどご確認をお願いいたします。

以上で、議案第1号及び議案第2号の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔税務課長 佐久間真一君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 議案第3号について、住民課長。

〔住民課長 小川健二君登壇〕

○住民課長（小川健二君） 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて、補足説明させていただきます。

ピンク色の表紙、議案つづりをご用意ください。

27ページをご覧ください。

本案は、法律の一部改正に伴い条例の一部改正を緊急に行う必要が生じたため、横芝光町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について専決処分したことから、地方自治法の規定により、これを議会に報告し承認を求めるものです。

次に、29ページをご覧ください。

29ページは、専決処分書で、本案は、令和5年3月31日付で専決処分したものです。

4ページ進みまして、33ページは改正文です。

改正内容につきましては、黄色い表紙の議案関係資料に、制定の概要を記載してございますので、これにより説明いたします。

黄色い表紙、議案関係資料の32ページをご覧ください。

根拠法令は、健康保険法施行令です。内容の要旨は、被保険者が出産したときに支給される出産育児一時金の支給額について、令和4年度の出産費用の平均額の推計等を勘案し、全国一律で引き上げるべきとされ、令和5年4月1日から出産育児一時金の支給額が、現行の40万8,000円から8万円引上げられ48万8,000円になることに伴いまして、所要の改正を行うものであります。

この改正によりまして、令和5年4月1日以降、被保険者が出産したときは、出産育児一時金48万8,000円に産科医療補償制度の掛金1万2,000円を加算した50万円が支給されることとなります。

33ページ、横芝光町国民健康保険条例の新旧対照表をご覧ください。

左側、現行条例のアンダーライン部分40万8,000円を、右側、改正案のアンダーラインの部分のとおり48万8,000円に改めるものです。

恐れ入りますが、ピンク色の表紙、議案つづりにお戻りください。

33ページをご覧ください。

附則の第1項は、施行期日で、この条例は令和5年4月1日から施行するものです。

第2項は経過措置で、施行日前に出産した被保険者に係る横芝光町国民健康保険条例第6条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例によるものとするものです。

以上、議案第3号の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔住民課長 小川健二君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 議案第4号及び議案第5号について、財政課長。

〔財政課長 向後和彦君登壇〕

○財政課長（向後和彦君） 議案第4号及び議案第5号の補足説明をさせていただきます。

はじめに、議案第4号 専決処分の承認を求めることについて、説明をさせていただきます。

ピンク色の表紙の議案つづり、35ページをご覧ください。

議案第4号は、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年度横芝光町一般会計補正予算（第1号）を専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し承認を求めるものであります。

この補正予算は、新型コロナウイルスワクチン接種について、厚生労働省から令和5年度の1年間は、令和5年3月31日までとされていた特例臨時接種期間を延長することにより、追加接種可能な全ての年齢の者を対象として、秋から冬にかけて1回接種を行い、また、新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高い者などについては、春から夏にかけて前倒しして、さらに1回接種を行おうとする方針が示されたことから、これらを速やかに実施すべく歳入歳出予算の補正を緊急に行う必要があったことから、専決処分したものです。

それでは、補正予算の内容についてご説明申し上げます。

別冊となっております令和5年度横芝光町一般会計補正予算（第1号）の補正予算書をご用意いたします。

令和5年度横芝光町一般会計補正予算（第1号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,073万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ127億4,373万2,000円としたものです。

2ページをお願いいたします。

2ページ、3ページは、第1表歳入歳出予算補正で、本補正予算の款項ごとの金額です。内容につきましては、後ほど事項別明細書によりご説明申し上げます。

4ページをお願いいたします。

4ページ、5ページ、6ページは、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括ですので、後ほどご確認ください。

それでは、歳入歳出の内容につきましてご説明申し上げます。

7ページをお願いいたします。

はじめに、歳入です。

15款1項2目衛生費国庫負担金の新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金は、令和5年春開始及び秋開始のワクチン接種に係る委託料に対しての負担金で、補助率は10分の10です。

15款2項3目衛生費国庫補助金の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金は、令和5年春開始及び秋開始のワクチン接種体制確保に係る職員手当、コールセンター業務、接種会場運營業務、ワクチン個別接種促進交付金などの経費に対しての補助金で、補助

率は10分の10です。

8ページをお願いいたします。

続いて、歳出です。

4款1項2目予防費の新型コロナウイルスワクチン接種事業は、特例臨時接種期間の延長による令和5年春開始及び秋開始のワクチン接種に係る経費を計上するもので、全額国費で賄われます。春開始の接種対象者は、65歳以上の高齢者及び5歳以上の者のうち基礎疾患を有する者、そのほか重症リスクが高いと医師が認める者や、重症リスクが高い方が集まる場所においてサービスを提供する医療機関や高齢者施設、障害者施設などの従事者とされ、対象者数を9,187人と見込みました。また、秋開始の接種対象者は、追加接種の可能な全ての年齢の者とされ、対象者数を1万8,724人と見込みました。

3節職員手当は、ワクチン接種事務を行うための職員の時間外勤務手当、10節需用費は、案内通知や接種時の配布用紙、集団接種時の感染防止対策用品などの購入代、11節役務費の通信運搬費は、接種券の郵送代と電話料、次の手数料は、町外の医療機関で接種した場合の千葉県国民健康保険団体連合会へ支払う事務手数料です。

12節委託料の1つ目の健康管理システム改修委託料は、接種券出力機能や接種結果管理機能などの改修委託料、次の新型コロナウイルスワクチン接種券作成業務委託料は、接種券の印刷業務委託料、次の新型コロナウイルスワクチン接種体制整備業務委託料は、コールセンター運営に係る委託料、次の新型コロナウイルスワクチン接種委託料は、接種に係る医療機関への委託料と集団接種時の看護師委託料、次の新型コロナウイルスワクチン接種会場運営委託料は、集団接種実施時の接種会場での受付や案内などの業務委託料、次の新型コロナウイルスワクチン配送業務委託料は、町内医療機関や高齢者施設などへの配送業務委託料です。

13節使用料及び賃借料は、新型コロナウイルスワクチン接種予約システムの利用料で、システム利用期間を延長するものです。

18節負担金、補助及び交付金は、1週間に100回以上のワクチン接種を4週間以上実施する医療機関に、接種1回につき2,000円を助成するもので、春開始接種者分のみを計上いたしました。

9ページから13ページまでは、給与費明細書です。職員手当のうちの時間外勤務手当が増額になっていますので、後ほどご確認をお願いいたします。

続きまして、議案第5号 令和5年度横芝光町一般会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

別冊となっております議案第5号 一般会計補正予算書をご用意お願いします。

令和5年度横芝光町一般会計補正予算（第2号）は、令和5年3月28日に閣議決定された令和4年度一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費の使用のうち、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業について速やかに実施すべく、本議会に提案させていただいたものです。

補正額は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,520万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ127億5,894万1,000円とするものです。

2ページをお願いいたします。

2ページ、3ページは、第1表歳入歳出予算補正で、本補正予算の款項ごとの金額です。内容につきましては、後ほど事項別明細書によりご説明申し上げます。

4ページをお願いいたします。

4ページ、5ページ、6ページは歳入歳出補正予算事項別明細書の総括ですので、後ほどご確認をお願いいたします。

それでは、歳入歳出の内容につきましてご説明申し上げます。

7ページをお願いいたします。

初めに、歳入です。

15款2項2目民生費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金は、食費等の物価高騰に直面し影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活の支援を行うための交付金です。

続いて、8ページ、歳出でございます。

3款2項2目児童措置費の子育て世帯生活支援特別給付金事業は、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金を活用する事業で、全額国庫負担により、低所得の子育て世帯へ児童1人当たり一律5万円を給付するものです。支給対象者は、令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者のうち、令和4年度分の住民税均等割が非課税であった方で、令和4年度に実施した低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給対象となった方、及び令和4年度の給付金対象者以外の18歳未満の児童を養育する父母で、食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、令和5年度の住民税均等割が非課税になった方や住民税均等割が非課税相当の収入になった方などとしています。

3節職員手当は、給付金支給事務を行うための時間外勤務手当、10節需用費は、保管用ファイルや用紙など事務用品の購入代、11節役務費の通信運搬費は、対象者への案内通知や決

定通知などの郵送料、次の手数料は、給付金の口座振込手数料です。12節委託料は、子育て世帯生活支援特別給付金システムの対象者の抽出や受給者管理などに係るシステム改修委託料、19節扶助費の子育て世帯生活支援特別給付金は給付対象児童数を292人と見込みました。

9ページから13ページまでは、給与費明細書です。職員手当のうち、時間外勤務手当が増額になっておりますので、後ほどご確認をお願いいたします。

以上、議案第4号及び議案第5号の説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〔財政課長 向後和彦君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 以上で執行部からの提案理由説明を終わります。

ここで休憩します。

再開は3時40分とします。

（午後 3時26分）

○議長（鈴木和彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時38分）

◎議案第1号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木和彦君） これより議案審議を行います。

日程第17、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（横芝光町税条例の一部を改正する条例の制定）を議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

山崎義貞議員。

○9番（山崎義貞君） それでは1点、1号の中の森林環境税のことについて伺います。

森林環境税は、町民税の均等割に賦課し町が徴収するというようなことになっています。均等割、非課税世帯は賦課されない、徴収されないということだと思います。そんな中で、生活が大変な中で、新たに1,000円の徴収が増えるということだと思いますが、このCO₂排出、温暖化の原因というのは、大企業が中心だと思いますが、企業のほうにはこの税金、課税はされているのでしょうか。

○議長（鈴木和彦君） 税務課長。

○税務課長（佐久間真一君） 特に法人町民税などで、企業の課税というのではないと思われます。ただこの排出削減に絡んで、いろいろ固定資産の償却の関連で軽減されるとか、そういった部分があります。課税というところは、企業の課税というところは、ちょっと法人町民税の中ではないと思われます。

○議長（鈴木和彦君） 山崎義貞議員。

○9番（山崎義貞君） 国の法改正で、法律の下に町が徴収、要するに、住民税から徴収するというので、その代行みたいな感じだと思うんですね。これも、国のほうからは、この環境森林税の関係で交付されているとは思いますが、国からお金は先に来るけれども、徴収は後だよというようなことが、この税金だと思うんですね。やはり非常に困っている中で、私は、税負担が増えるということでもっと認められるようなものじゃないと思うんだけど、環境森林税そのものというのは、やはり大きいところが、排出するところが負担すべきことだというふうに認識を、私はするんですが、町長はその辺どのように感じるんでしょうか。

○議長（鈴木和彦君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） この森林環境税につきましては、やはり国の税制の中で決められたものに対して、町の行政の中で、これについて、ついていくというような形の状況の中で、私が発言すべきところってなかなか狭い、極めて狭い部分なのかなと思いますが、議員のおっしゃっていることも分からなくもないんですが、こういう国の制度に乗って行政を行っている我々の、私どもの身においては、それについてはこれに従っていくしかないという状況にあるというのもご理解を賜ればと思っています。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 山崎義貞議員。

○9番（山崎義貞君） 行政からすれば、そのような答弁しかできないのかなと。それがベストな答弁なのかなとは思いますが、あくまでもこれは私とすれば、このような町民が負担することというのは認められないということをお願いしまして、質問とします。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木和彦君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木和彦君） ご異議ないものと認め、これより議案第1号について採決いたします。
本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木和彦君） 起立多数。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木和彦君） 日程第18、議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（横芝光町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）を議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

山崎義貞議員。

○9番（山崎義貞君） 1点確認だけなんですけど、この税条例の改正に関しては、減免世帯の家庭が増えると。要するに、金額が引き上がるということで、増えるというふうに認識したいと思いますが、どれくらいの世帯がこの恩恵にあずかるかというのは分からないですよ。

○議長（鈴木和彦君） 税務課長。

○税務課長（佐久間真一君） あくまでも今現在の試算の中なんでしょうけども、減免でなく軽減ということでございます。その軽減の中の試算を行った結果からは、一応90人で19世帯。金額が60万程度、本税の通常の今までの賦課徴収分からは60万程度、さらに減額されるという計算になっております。

○9番（山崎義貞君） ありがとうございます。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木和彦君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木和彦君） ご異議ないものと認め、これより議案第2号について採決いたします。
本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木和彦君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木和彦君） 日程第19、議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（横芝光町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定）を議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

山崎義貞議員。

○9番（山崎義貞君） 先ほど課長からの説明で話は分かったんですが、家計急変世帯、コロナの関係で急変世帯が出た場合には、そういう場合には対象になるんでしょうか、ならないのでしょうか。

出産手当の増額ですよ、40万8,000円から48万8,000円になるというところではあります。これあくまでも令和4年度の5月1日から施行ということで、それ以前は対象にはならないということですよ。違いました。令和5年4月1日から施行するということで……すみません。私のちょっと勘違いかな。すみません。勘違いでした。申し訳ありません。

○議長（鈴木和彦君） 川島富士子議員。

○14番（川島富士子君） すみません。課長、確認なんですけれども、全国的に42万の出産育児一時金が50万になったというふうに、ニュースでも流れておりますけれども、この1万2,000円のさっき、ちょっと聞き取れなかったもので、そのもう一度説明をお願いしたいということと、この50万に、すみません、結局、1万2,000円加算で50万ということですよ。この50万というのが、今までどおり委任払い、現物給付なのかどうか、そのところを教えてください。

○議長（鈴木和彦君） 住民課長。

○住民課長（小川健二君） ただいまのご質問にお答えします。

1万2,000円につきましては、産科医療補償制度の掛金となっております。これが1万2,000円加算になります。それから、これまでと同じく直接払いでなりますので、現物給付ということになります。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 川島富士子議員。

○14番（川島富士子君） ありがとうございます。ということは、以前は、42万でなくて、

やはり1万2,000円引いた分の産科加算の分というふうに捉えればいいんですね。分かりました。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木和彦君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木和彦君） ご異議ないものと認め、これより議案第3号について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木和彦君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木和彦君） 日程第20、議案第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度横芝光町一般会計補正予算（第1号））を議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

山崎義貞議員。

○9番（山崎義貞君） すみません。先ほどは失礼しました。このところでなんです、すみません。歳出のところですね、8ページになります。子育て世帯生活支援特別給付金ですが、5万円ということで……違いますか。すみません。間違えてしまいました。ワクチン接種のほうでした。すみません。失礼しました。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木和彦君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木和彦君） ご異議ないものと認め、これより議案第4号について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木和彦君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木和彦君） 日程第21、議案第5号 令和5年度横芝光町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

山崎義貞議員。

○9番（山崎義貞君） 度々すみません。子育て支援の補正のことで、間違えてしまって、すみません。この支援ですが、低所得の子育て支援ということで、5万円の支援ということですが、292人が対象というようなことでありましたが、家計急変の場合に、所得がなくなったというような、そういう世帯の場合にはどうなるのか、ちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（鈴木和彦君） 健康こども課長。

○健康こども課長（野村浩光君） ただいま山崎議員からのご質問でございます。

家計急変等対象者につきましては、前回の給付金支給対象者以外の方のうちで、18歳未満の児童または20歳未満の障害児の場合を養育する父母等であって、令和5年度の住民税均等割が非課税になった方、または住民税均等割が非課税相当の収入となった方ということで、1か月分、前年度と比べて所得が低い場合を見て、それを12か月に換算させていただく、そういう制度でございます。なお、一応対象者は75人を見込んでおります。よろしく申し上げます。

○9番（山崎義貞君） 分かりました。ありがとうございます。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木和彦君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木和彦君） ご異議ないものと認め、これより議案第5号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木和彦君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木和彦君） 日程第22、議案第6号 横芝光町監査委員の選任についてを議題とします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、鈴木克征議員の退場を求めます。

〔15番議員 鈴木克征君退場〕

○議長（鈴木和彦君） 本案は人事案件につき、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木和彦君） ご異議ないものと認め、これより議案第6号について採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木和彦君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

鈴木克征議員の入場を許します。

〔15番議員 鈴木克征君入場〕

◎委員会の閉会中の継続調査について

○議長（鈴木和彦君） 日程第23、委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員会委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木和彦君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（鈴木和彦君） 以上で、本臨時会に付議された案件の全てを議了しました。

これにて令和5年5月横芝光町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（午後 3時58分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

横芝光町議会 議長 鈴木和彦

臨時議長 鈴木輝男

議員 鈴木唯夫

議員 森 大地